

中城村国民健康保険収納対策緊急プラン

令和2年6月1日 改正

1 滞納状況の解消

- (1) 税務課との連携により、所得申告状況等から社会保険加入者の把握に努め、早期の資格喪失届の届出を勧奨する。
- (2) 他保険からの加入、又は国保を喪失する際の手続き方法等を周知し、加入届や資格喪失届の届出を勧奨する。
- (3) 滞納世帯の状況を分析し、生活保護申請が必要な状況にもかかわらず、生活保護申請を行わない被保険者の発見に努め、資産状況、収入状況を把握して、早期に生活保護の申請を勧奨する。
- (4) 時効完成前に、納入勧奨を行うとともに、時効が完成したら迅速に不納欠損処理を行う。
- (5) 官報等により、自己破産手続開始者、民事再生手続完了者の発見に努め、迅速に不納欠損処理を行う。
- (6) 留学生等の滞納状況を把握し、受け入れ先と協力して納付勧奨を行う。
- (7) 所得未申告者への申告勧奨を行い、適正課税に努める。
- (8) 非自発的失業者の保険税軽減措置などの減免制度の周知を行う。
- (9) 新型コロナウイルス関連の徴収猶予及び減免制度の周知を行う。

2 徴収方法の改善

- (1) 納期内未納者状況を把握し、戸別訪問や電話催促などを行い、納付指導を行う。
- (2) 納付誓約による分納世帯、及び短期被保険者証交付世帯の徹底した納付管理を行い、短期証の有効期限が過ぎている世帯へ早期手続きを促す。
- (3) 収納会議を定期的に行い、滞納情報を職員及び徴収嘱託職員等で共有し、効果的な徴収体制を図り、滞納世帯数の減少に努める。
- (4) 口座振替による納付を原則とした取り組みを行い、国民健康保険新規加入等の窓口手続き時にペイジーを活用し口座振替の勧奨を行う。
- (5) 仕事などで平日、金融機関を利用することができない納税者へコンビニエンスストアでの納付勧奨を行う。

3 滞納処分実施

- (1) 督促及び催告を行っても納付に応じない者に対し、滞納処分を行う可能性がある旨を通知し、納付を強く促す。
- (2) 預金調査及び財産調査を行い、調査結果と納付実態を検討し滞納処分を実施する。
- (3) 滞納者が転出した場合、転出者の転出先住所地での居住調査を行い、居所不明者には早期に滞納処分を実施する。
- (4) 悪質滞納者について毅然とした態度で臨み、滞納処分を実施する。